

原議保存期間3年
(令和10年3月31日まで)

犯罪収益移転防止法共管省庁担当課長 殿

事務連絡
令和6年8月21日
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

取引時確認におけるマイナンバーカード対面確認アプリの活用について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード(以下「マイナンバーカード」という。)については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第7条第1号イにおいて本人確認書類の一つとして規定されているところですが、昨今、精巧に偽造されたマイナンバーカードが悪用されている実態に鑑み、この度、デジタル庁から、別添のとおり、マイナンバーカードに組み込まれたICチップ情報の読み取りが可能となる「マイナンバーカード対面確認アプリ」が提供開始となった旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

当該アプリは、iOS、Android版に対応しており、無償で利用することが可能です。入手方法等の詳細は、下記URLに掲載されていますので御参照ください。

御存じのとおり、対面での取引時確認において、マイナンバーカードの券面を目視で確認することに加え、ICチップに記録された券面情報を読み込むことによって、より厳格にマイナンバーカードの真正性を確認することが可能となります。

各省庁におかれましては、所管事業者において、当該アプリの活用について検討がなされるよう、所管事業者に対する周知をお願いいたします。

デジタル庁ホームページ

<https://services.digital.go.jp/mynumbercard-check-app/>

【連絡先】

警察庁刑事局組織犯罪対策部

組織犯罪対策第一課企画・法令係

電話 03-3581-0141(内線 4492,4493,4494)

別 添

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 2 0 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課
総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課

デジタル庁国民向けサービスグループ
総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

マイナンバーカード対面確認アプリの公開について
マイナンバーカードの偽変造対策

平素よりマイナンバーカードの利活用促進に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

対面における確認については、より厳格な本人確認のため、カードのICチップの読み取りを推進しております。

デジタル社会の実現に向けた重点計画(2024年6月21日閣議決定)において、カードのICチップ情報の読み取りアプリ等の開発を検討することとなっていることから、この度、ICチップに記憶された券面情報を読み出し確認することで、より厳密な確認ができるアプリを公開したので、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)及び携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」という。)に基づき、各事業者が対面でマイナンバーカードにより本人確認を行うにあたりまして、ご参考にしていただけますと幸いです。

このアプリは、事業者のスマホにアプリを予めダウンロードしておき、カードの券面情報をカメラとOCRで読み取った上で、スマホにカードをかざしてICチップを読み取ることで、利用者による暗証番号(4桁PIN)の入力を必要としておりません。マイナンバーカードのICチップ記憶情報の偽造が困難であることから、対面での本人確認においても、ICチップに記録された券面情報を読み出し確認することで、より厳密な確認が可能となります。事業者が利用できるよう、アプリ(Android版、ios版)を無償配布しておりますのであわせてお知らせいたします。

上記につきまして、犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の関連省庁・事業者
に周知いただきますようお願い申し上げます。

【アプリの紹介及びダウンロードページ（デジタル庁ウェブサービス）】

<https://services.digital.go.jp/mynumbercard-check-app/>

マイナンバーカード対応確認アプリ

店舗や窓口での 本人確認を確実に

マイナンバーカード対応確認アプリは、事業者や自治体のスタッフが、顧客や住民の本人情報の確認を確実に行うためのアプリです。



アプリをダウンロード



お知らせ

2024年08月02日 マイナンバーカード対応確認アプリをリリースしました。

2024年08月01日 本ページを公開しました。

2024年07月02日 [マイナンバーカードの取り扱い方法を掲載しました。](#)

【連絡先】

デジタル庁国民向けサービスグループ

マイナンバーカード担当

メール：MNC_Check_APP@digital.go.jp

総務省自治行政局住民制度課

マイナンバー制度支援室

メール：juki@soumu.go.jp